

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年三月十一日から同年七月十一日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するよう提出してください。

平成二十六年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アピタ大和郡山店
所在地 大和郡山市田中町四四四番地ほか
- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 合計二、四四三台

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 合計一、六五二台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 合計四九四台

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 合計四九四台

- 2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 一二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(変更後) 出入口の数 一一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

三 変更する年月日

平成二十六年十月十五日

四 届出年月日

平成二十六年二月十四日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

六 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から同年七月十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで